

---

プロジェクト	実務対応 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
項目	第 107 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 107 回実務対応専門委員会（2017 年 9 月 7 日開催）（以下、「専門委員会」という。）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### （質問 1）ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問

2. コメント対応案において、コメント 2) への対応案をはじめとして、全般的に、報酬としての性格「も」併せ持つとの記載がされているが、公開草案では報酬としての性格「を」併せ持つとされていた。公開草案の提案では、報酬としての性格を重視している点を踏まえると、コメント対応においても、報酬としての性格がある点を強調した方が良いのではないかと考える。
3. スtock・オプション会計基準の対象となるストック・オプションとの類似性に関する異論のコメントが寄せられているが、コメント提出者が感じている会計処理の疑問点は、業績条件をストック・オプション数の見積りに含め業績条件の達成可能性に応じて事後的に数の見積りを見直すというストック・オプション会計基準の取扱いに起因しているように思われ、付与時の金銭の払込みの有無の問題ではないと考える。
4. スtock・オプション会計基準の対象となるストック・オプションは、金銭の払い込みが無く従業員等に付与されることから、何らかの対価として付与されていることが明らかであるのに対し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、付与時点において付与された新株予約権の公正価値に対応した金銭の払い込みがなされる点で、対価性がないようにも見えることから、付与時点における金銭の払い込みの有無を重要な相違点とするコメント提出者の意見も一つの考え方であると考えます。
5. コメント 19) 2 点目のコメントなど、本公開草案の提案における等価交換の考え方については分かりにくい部分もあるため、コメント対応において丁寧な説明を行うことが必要と考える。
6. スtock・オプション会計基準全体の見直しを求めるコメントが寄せられているが、

基準諮問会議からの提言を踏まえると、会計基準全体を見直すのではなく実務対応報告で対応することに同意する。

7. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、付与対象者が従業員等に限定されている点からも、報酬としての性格を有するという考え方は否定されないと考える。

## (質問 2) 会計処理に関する質問

8. コメント 24) について、ストック・オプション会計基準における、権利確定条件が達成されなかったことによる失効とは、権利確定条件が達成されないことが見込まれる時点ではなく、達成されないことが確定した時点を指すとの理解で良いか、確認したい。
9. コメント 27) について、未公開企業における取扱いについて明確化を望む意見が複数寄せられており、実務対応報告で未公開企業における取扱いを明確化する対応が難しい場合であっても、少なくとも現状のコメント対応案の記載は最終的なコメント対応表に記載していただきたい。
10. コメント 28) について、権利確定条件に強制行使条項が含まれている場合の取扱いについては、本公開草案の検討開始時にはあまり議論になっていなかったが、複数のコメントが寄せられており、見解も分かれているのであれば何らかの検討を行った方が良いと考える。

以 上